

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、定款を策定し、その中に評議員規程、理事会規程、顧問・参与規程、加盟団体規程などの諸規程を定め、団体の運営をしている。	(1)定款			(1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。 (2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。 (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）については特定非営利活動促進法を遵守している。	(1) 定款	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること							
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	定款の規定に基づき、事業運営に当たって適用する各種規程を定め、遵守している。	(1)基本規程			(1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。	(1) 基本規程	(1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	評議員会は、団体の議決機関であり、理事の選任及び解任の権限を有し、理事会は、業務執行機関である。理事会は、会長1名（法人上の代表理事）、副会長3名以内、専務理事1名、副専務理事2名以内（法人上の業務執行理事）を置いている。また、事業に関して、専門的な事項を処理する各専門委員会・各部会を設置している。	(1)定款 (2)基本規程			(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明） ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	【参考】ここでいう「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。 「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。 ① 当該協会と下記の緊密な関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者 ウ 当該協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者」
	(5) 組織運営に必要な規程を整備すること【追加】	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、定款を策定し、組織運営に必要な各種規程を定款に定めている。	(1)定款 (2)基本規程 (3)その他の規定			(1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。	(1) 定款 (2) 基本規程 (3) その他各種規程	
	(6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】	評議員の選任は、評議員選定委員会が行う。選定委員会には、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名で組織する。候補者は、理事会又は評議員会が推薦できる。但し、①候補者の経歴、②候補者とした理由、③候補者と当法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係、④候補者の兼職状況を選定委員会に説明しなければならない。なお、評議員には19の加盟団体（市町村協会、社会人連盟・高等学校体育連盟・中学校連盟）、学識経験者等の中から選出し、県内組織の意見を反映できるように構成している。	(1)評議員名簿			(1) 評議員/社員の多様性を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 評議員/社員名簿 ※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 加盟団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム（19名） Wリーグに所属するチーム（5名） JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名
	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	役員（理事）の設置・定数は、定款で定め、6名以上20名以内。監事は2名以上3名以内。会長等は前項通り。選任については、基本規程で定め、加盟団体等の選出数は8名以内。学識経験者数は、12名以内。監事は学識経験者で3名以内。	(1)理事名簿			(1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。
	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	基本規程にて、評議員の就任時は、75歳未満とし、任期は4年以内、75歳満年齢を定年とする。会長・副会長は、同一職3期6年間。各専門委員会の委員長、副委員長の任期は2年間とし、再任を妨げない。	(1)基本規程			(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。 (2) 理事の再任回数の上限を設けている。	(1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。理事の任期は2年間。再任は妨げない。	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。
	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	役員改選時は、定款に基づき役員選考委員会（理事5名）を開き、代表理事（会長）を推薦し理事全員からの決議を行う。代表理事（会長）は、副会長、専務理事、副専務理事を指名し、理事会の決議により選定する。その後、評議員の選任は、評議員選定委員会によって行う。	(1)定款 (2)基本規程 (3)役員選考委員会 (4)役員選考委員会議事録			(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選定委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選定委員会の議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。 【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」
	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】	現在、理事20名中、女性理事は4名で全体の20%である。2023年5月、理事の改選に備えて現状維持となるように、人材発掘・人材育成を推進しなければならない。	(1)理事名簿			(1) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要な知見を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の担い手となり得る人材を計画的に育成している。

新潟県ガバンスコード（JBA方針）適合審査説明書「原則2」

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 <small>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要</small>	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則2〕 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	現在、令和4年12月の理事会にて決議を予定している。決議後、ホームページで公表する。				(1) 中期目標を策定している。 (2) 中期目標を公表している。 (3) 目標策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 中期目標	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）
	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】	本協会を運営しているのは、常勤職員2名、非常勤職員2名以外は、ボランティアである。また、Wリーグをはじめ、各カテゴリーの競技大会運営、育成部門の指導等でボランティアを募り、活動している。				(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画	
	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	経理責任者、出納責任者、出納事務担当を設けている。財団法人専用ソフトの導入と会計事務所との契約により、常に執行状況を管理してもらっている。また、半年毎に監事から監査を受け、決算時には収支決算書に監査報告書を添付し、理事会での決議後、引き続き評議員会で承認している。				(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 財務の健全性確保に関する計画	(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。

新潟県ガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書「原則3」

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	役員に対しては、今後年1回、顧問弁護士による研修会を予定している。（今年度は、12月の理事会・評議員会終了後）	(1)実施計画書			(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 役職員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 役職員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件等に係る規程について ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	県協会主催の指導者養成講習会、指導者更新講習会にて、コンプライアンス教育を実施している。	(1)実施計画書			(1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	審判員に対するコンプライアンス教育は、今後実施する方向で検討する。				(1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画	

新潟県ガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書「原則4」

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 <small>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要</small>	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理を行い、公正な会計処理に向けて財務総責任者（専務理事）経理・出納責任者（事務局長）、出納事務担当（事務局長）、それぞれが厳正に対処している。	(1)財務規程 (2)監事名簿			(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考えられる理由を説明してください。 (2) 財務関連の規程	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	毎年、出納・経理責任者（事務局長）は、県スポーツ協会、JBAの補助金説明会に出席している。この内容を基に出納責任者は、総務委員会（各事業の委員長・責任者）にて諸規程を遵守するように指導している。その後、委員長は、各事業の会計担当者に伝達・指導をしている。				(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。		(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	財務総責任者（専務理事）、出納・経理責任者（事務局長）、出納事務担当（事務局長）を設け、会計事務所と会計データを共有し、定期的に助言・指導を受けている。半年毎に監事から監査をうけている。また、決算時には、理事会の決議を経て定時評議員会に、①事業報告、②事業報告の附属明細書、③貸借対照表、④損益計算書（正味財産増減計算書）、⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減書）の附属説明書を提出し、承諾を受けている。	(1)定款 (2)顧問税理士契約書			(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的なその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	(1) 専門家のサポート体制に関する資料	(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。 (2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家の人選を行うことが望まれる。

新潟県ガバンスコード（JBA方針）適合審査説明書「原則5」

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
〔原則5〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	事業計画・事業報告、収支予算・収支決算については、理事会で決議し定時評議員会からの承諾後、協会のホームページ上に公開している。	(1)理事会資料			(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 予算・決算書類等	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(2) 一般団体ガバンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	定款、基本規程、その他の規定、事業計画・事業報告、収支予算書・収支決算書をホームページ上に公開している。	(1)定款 (2)基本規程 (3)各種規程 (4)理事会資料			(1) ガバンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。	(1) 審査基準に対応する書類	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	組織図、役員名簿は、協会ホームページ上に公開している。事業計画、事業報告は、理事会の決議を経て、定時評議員会での承諾後、協会ホームページ上に公開している。	(1)組織図 (2)役員名簿 (3)事業計画 (4)事業計画			(1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 評議員/社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。